

矢板市地域活性化起業人（副業型）業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、矢板市が委託する地域活性化起業人（副業型）（以下、「起業人」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

「地域活性化起業人（副業型）制度」とは、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と地方自治体が契約を結んだ上で、自治体が取組む地域課題に対し専門的なノウハウや知見を活かして地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組に対し国が財政支援を行う制度のことです。

2 目的

矢板市において、「雇用」に関わる施策立案・事業者支援に取り組むため、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 人口減少対策及び地方創生に関する地域課題の分析
- (2) 課題の解決に効果的な施策の立案に関する支援
- (3) 事業者が抱える課題の解決に向けた支援
- (4) その他、上記に関連する業務に関すること

【施策立案・企業支援に関する取組例】

- ・市内企業が抱える課題のヒアリング及びその課題解決に向けたコンサルティング
- ・女性や高齢者のキャリア支援
- ・都市部からのインターン・U/I ターンの受入等、地域間人材交流の取組支援
- ・企業の採用力強化に関する支援（外国人材活用、人材定着、働き方改革支援） など

3 任用形態

任用形態は、業務委託契約（個人契約）とする。また、活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。

4 対象

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、現に本市の区域に勤務する者を除く。）。
- (2) 6月以上3年以内の期間で、継続して本市の業務に従事し、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。
- (3) 本市での業務について、以下の要件を満たす者であること。
 - ・月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
 - ・本市における滞在日数が月1日以上であること。

5 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

6 委託料の額

委託料の額は、活動の対価（報償費等）の上限は月額 83,333 円、旅費の上限は実費分（月4回まで）とする。

7 業務概要

起業人は、業務を実施するにあたり、市と十分に協議すること。

現地業務の際に状況報告並びに今後の活動予定や方針を報告するものとし、また、その計画に変更が生じた場合も同様とする。

8 活動報告

起業人は、毎月業務報告書を作成し、翌月10日までに市長へ提出すること。

9 実績報告及び年間活動報告

実績報告は、3月末を持って提出すること。

10 検査

市長は、上記8及び9に基づく報告が提出されたときは、速やかに検査するものとする。また、必要に応じ市長は起業人に対し活動内容等に対し指導することができる。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、協議の上、業務委託契約書に定めるものとする。

12 関係法令及び条例の遵守

起業人は、本業務の実施にあたり関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

13 成果品の使用

本業務による成果品に対する権利は、受注者又は三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、すべて矢板市に帰属するものとし、矢板市の承認を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。